

## 声明「総長選考方法の道理なき変更に対抗する」

北海道大学教職員組合

北海道大学総長職務代理は2019年12月23日付で教育研究評議会（以下、「評議会」）評議員宛てに、総長選考会議学内委員名の「総長選考手続きの改正案」（以下、「改正案」）および説明文「教育研究評議会による総長候補者の推薦について」（以下、「総長候補推薦について」）を発出した。この中で、今後の総長選考にあたり、意向投票の対象者となる候補について、従来の20名以上の教員による推薦による候補とともに、評議会が候補者を推薦することができるようにすること、および意向聴取投票を1回に限ることが提案されている。

この提案は以下の点で、大学運営に大きな禍根を残すことになりかねない大きな問題を孕んでいる。北海道大学教職員組合は、ここに問題を提起し学内の議論を喚起する。

### 1) 総長解任の申出に関する説明をしないことこそが、社会的責任の放棄である

「総長候補推薦について」には、総長選考制度を変更する提案を行う必要性の説明として「今後の総長の選考については、現在の本学の状況を考えますと、従来と全く同じ方法で行うことは、社会的責任という観点に照らしてみても、許される状況にはないと思われまます」とある。

総長選考制度を変更する提案は一般的にはあり得ることである。しかし、総長解任の申出が出され、文部科学省での手続きが進行中である現時点で、制度変更を提案することには全く合理性がない。名和氏を総長予定者に決定した総長選考会議が、仮に解任に値する重大事項が総長にあったと判断したとしても、それは総長としての活動に関するものであり、総長選考過程の問題ではない。総長選考会議が今なすべきは、まずもってこの間の総長解任申出に関する経緯を構成員そして社会に説明することである。問題を解決するためには、まずその原因を明らかにすることが必要なのであり、それ無しに総長選考方法を変えることは議論のすり替えに過ぎない。

### 2) 評議会による総長候補推薦は各評議員の推薦の自由を奪い、意向投票を形骸化させる

評議会評議員は、全て推薦人になることが可能な教員であり、それぞれが総長に相応しいと考える候補を推薦すれば現状の選考方法に何も問題はない。このような状況で、総長候補を「評議会として」推薦することは、評議員が自ら他の候補を推薦する自由を奪うことになる。

評議会が総長候補を推薦すれば、多くの有権者は事大主義的にその候補に投票することも考えられる。このようなことは意向投票を形骸化させ、やがて投票中止になる危険性がある。総長に相応しいか否かを公開の場で議論するようなことがなくなれば、平等で公正な総長選挙が損なわれる可能性が高い。

改正案では「3名以内を推薦」し、意向投票は1回のみとしている。これによって過半数の得票を得る候補がいなくなる可能性が高まり、意向投票数で2位以下だった候補を選考会議が総長予定者に決定する心理的負担が低くなるであろう。

### 3) 評議会が総長候補を推薦すべき理由が不明確である

選考方法変更の理由として、「総長として相応しい方を選考するためには、総長候補者を広く求めることが重要であり、従来の教員推薦以外にも候補者が推薦されるルートを作る必要があります」と指摘している。そして、評議会による総長候補推薦の理由は、①「評議員が選挙で選出され、部局運営に携わり、大学の事情を把握している教員である」 ②「過去の総長の多くが評議員経験者であり、評議員が候補を身近で知ることができるため」とされている。これらは「評議員はより身近で学内運営に通じている」ことの説明であって「総長候補者を広く求める」ための理由にはならないこと、総長前に評議員をしている名和総長が解任申出の対象になっていることを考えれば、説得力に欠ける。

### 4) 評議会推薦候補の容認は、大学の自治を掘り崩す危険性を有する

今回出された「総長候補推薦について」は、総長選考会議学内委員が提出しているが、これは学内委員が評議会から選出されているためと考えられる。この提案は、学外の選考委員が別の候補を推薦する可能性に道を開くものとなる。つまり、選考会議委員を5名出す評議会が候補を推薦するように制度を変えれば、他の選考会議委員が別の候補を推薦しようとした際に、それを拒否する根拠が失われてしまうためである。国立大学法人化以降推進されているトップダウンの大学運営と学内意見の軽視の流れを考慮すれば、今回の選挙制度改革を認めた場合に次に行われることは、選考会議学外委員による、或いは（学外委員が過半数を占める）経営協議会による、候補の推薦と考えるのが妥当である。大学の自治を自ら掘り崩すことになりかねない評議会による総長候補の推薦は断じて行うべきでない。

今、何よりも求められていることは、私たち組合がこれまで繰り返し主張してきたように、総長解任申出の理由とその経過を明らかにすることであり、そして今後どのようなスケジュールで総長問題を解決するのかを明示することである。大学構成員および社会に対してこの説明を行なう責任を第一義的に負っているのは総長選考会議議長である。説明責任を果たさないまま制度を変えるのであれば、北海道大学は自浄能力、自治能力のない大学として後世に汚名を残すことになるだろう。北大職組は、総長解任の申出を口実にした、総長選考方法の道理なき変更反対する。

なお、私たち組合は、現状の総長選考方法が最善のものと考えているわけではない。例えば、教員である助教が意向投票の投票権を持たないこと、公開質疑時に会場の一般参加者からの質疑を受けないことなど、現状に問題があることを留保した上で、今回の改定に反対するものである。